

自動運転バスの歩行者専用道路における走行や既存のバス停の活用などを政府に要望し、各種規制改革が実現

～茨城県境町では、2021年4月から自動運転バスの保安要員を撤廃～

ソフトバンク株式会社の子会社である BOLDLY 株式会社（ボードリー、本社：東京都千代田区、代表取締役社長 兼 CEO：佐治 友基、以下「BOLDLY」）は、BOLDLY が運行業務を担う茨城県の境町での自動運転バスにおいて、運転手を補助する保安要員を 2021 年 4 月から撤廃しましたのでお知らせします。

境町の自動運転バスに使用している車両「NAVYA ARMA（ナビヤ アルマ）」（仏 Navya 社製）は、国土交通省から道路運送車両の保安基準第 55 条による基準緩和認定を受けて、公道での走行が許可されています。これまで「NAVYA ARMA」が公道で走行するための条件として、運転手 1 名に加え、保安要員 1 名の配置が求められていましたが、境町での運行実績などから保安要員がいなくても安全な運行が可能であることを確認できたため、保安要員の同乗を不要とするための条件が規制改革により明確化されたことを踏まえて、このたび関係省庁などと保安要員の撤廃について合意しました。

なお、BOLDLY はこの他にも、自動運転車両を活用した取り組みを国内で加速させることを目的に、全国各地での自動運転バスの運行経験を踏まえて、関連する法令や規制の在り方について関係省庁などと意見交換を実施してきました。また、内閣府が 2020 年 12 月 15 日に開催した「規制改革推進会議 第 6 回 投資等ワーキング・グループ」に参加して四つの要望を示したところ、内閣府規制改革・行政改革担当大臣直轄チームの調整により、下記の三つの規制緩和が実現しました。

	規制改革の内容とそれに伴う BOLDLY の取り組み	規制の緩和日
歩行者用道路での走行	歩行者に十分な周知が行われていることなどを前提に、道路使用許可を取得することで、歩行者用道路で低速の自動運転車両を走行させることが可能になりました。歩行者を検知すると直ちに停止する低速の自動運転車両は、歩行者と共存する新たな交通手段としての活用が期待できます。この規制改革を受けて、BOLDLY は一般社団法人 大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会と共同で、丸の内仲通り（東京都千代田区）において、歩行者専用通行時間帯となる「丸の内仲通りアーバンテラス」の実施時間中に、自動運転バスの実証実験を実施しました（2021年3月）。	2021年1月7日
既存のバス停の活用	道路交通法第 44 条第 1 項の規定により、路線バスなどの車両以外が既存のバス停に駐停車することは原則禁止されていますが、自動運転バスの運行主体と路線バス事業者間の合意により、路線バスなどの利用者の安定的な輸送の確保に資すると認められる場合には、自動運転バスが既存のバス停を活用できるようになりました。この規制改革を受けて、境町の自動運転バスの運行には、路線バス事業者が設置する既存のバス停を一つ利用しています。	2021年1月7日

<p>道路使用許可の 取得プロセスの 合理化</p>	<p>手動による運転時に通常のハンドル・ブレーキと異なる特別な装置で操作する「NAVYA ARMA」などの特別装置自動車が、公道で自律走行するために必要な道路使用許可を取得するプロセスが下記の通り合理化されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「施設内審査」 実験施設などにおいて、法令に則って当該車両を手動で走行させることができるかを確認する「施設内審査」について、すでに他の都道府県で合格している運転手は、別の都道府県での運行にあたり再度の審査を省略することが可能になりました。BOLDLY が各地で実施する実証実験では、この規制緩和がすでに適用されています。 ・「路上審査」 実際の走行ルートにおいて、法令に則って当該車両を手動で走行させることができるかを確認する「路上審査」について、運転手の過去の経験や運行場所の交通環境などから、警察署長が省略しても良いと認めた場合は不要になりました。 ・「公道審査」 実際の走行ルートにおいて、当該車両が安全に自律走行することができるかを確認する「公道審査」について、すでに審査に合格している同型車両と同一の設定が適切に行われていることなどから警察署長が省略しても良いと認めた場合は、他の同型車両の審査が不要になりました。 	<p>「施設内審査」： 2020年12月 17日</p> <p>「路上審査」 「公道審査」： 2021年4月 16日</p>
------------------------------------	---	--

「規制改革推進会議 第6回 投資等ワーキング・グループ」で使用したプレゼンテーション資料は、下記をご覧ください。

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/toushi/20201215/201215toushi02.pdf>

- このプレスリリースに記載されている会社名および製品・サービス名は、各社の登録商標または商標です。
- このプレスリリースに記載されている内容、製品・サービスの価格、仕様、問い合わせ先およびその他の情報は、発表日時点のもので、これらの情報は予告なしに変更される場合があります。